



# 「査定要領取扱」等の一部改正について（通知）

技術基準の種類: 例規  
通知日: 平成11年1月6日

港 第 1 4 6 号  
平成11年1月6日

倉吉土木事務所長 }  
米子土木事務所長 } 様  
鳥取港湾事務所長 }

土 木 部 長

## 「査定要領取扱」等の一部改正について（通知）

このことについて、運輸省港湾局長から別添写しのとおり通知がありましたので御了承ください。

港 海 第 4 5 4 号  
平成10年12月21日

鳥 取 県 知 事 殿

運輸省港湾局長

### 『査定要領取扱』等の一部改正について

標記について、別添のとおり改正し、別紙に定める日以降に発生した災害に係るものから適用することとしたので、通知する。

なお、貴管内の関係市町村（指定都市を除く。）については、貴職より周知徹底方取り計らわれない。

別 紙

名 称	適 用 日
『査定要領取扱』（昭和40年9月15日）	平成10年4月17日以降（法律改正日）
『港湾及び海岸災害復旧事業設計変更取り扱いについて』（昭和42年4月1日 港災第307号）	平成10年1月1日以降（10災より）
『災害関連事業取扱い要領』（昭和63年6月10日 港災第543号）	平成10年1月1日以降（10災より）
『運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領』 『運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領の実施について』（平成7年6月7日 港海第421号）	平成10年4月8日以降（予算成立日）
『港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領』（昭和40年9月15日 港災第783号）	平成10年1月1日以降（10災より）
『災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領の運用』（平成7年2月28日 港海第123号）	平成10年1月1日以降（10災より）

ただし、『災害関連事業取扱い要領』及び『「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用について』に係る平成10年4月1日以降の事務費については、「平成10年度港湾関係補助事業に係る事務費の取扱いについて」を適用する。

(別 添)

『査定要領取扱』(昭和四十年九月十五日)の一部を次のように改正する。

第二の1の(1)を次のとおり改める。

(1) 査定要領第五の1の(1)に定める応急仮工事を採択する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

応急仮工事は応急仮工事費を除く復旧工事費が都道府県(都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。)又は指定都市に係るものにあつては百二十万円、市(指定都市を除く。)町村(市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。)に係るものにあつては六十万円以上の場合に限り採択するものとする。

現 行	改 正 案
<p>第二 応急工事</p> <p>1 応急工事の採択について</p> <p>● 査定要領第五の1の(1)に定める応急仮工事を採択する場合には、次のとおりとする。</p> <p>応急仮工事は応急仮工事費を除く復旧工事費が都道府県(都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。)又は指定都市に係るものにあつては六十万円、市(指定都市を除く。)町村(市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。)に係るものにあつては三十万円以上の場合に限り採択するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第二 応急工事</p> <p>1 応急工事の採択について</p> <p>● 査定要領第五の1の(1)に定める応急仮工事を採択する場合には、次のとおりとする。</p> <p>応急仮工事は応急仮工事費を除く復旧工事費が都道府県(都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。)又は指定都市に係るものにあつては二十万円、市(指定都市を除く。)町村(市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。)に係るものにあつては六十万円以上の場合に限り採択するものとする。</p> <p>(略)</p>

(別 添)  
『港湾及び海岸災害復旧事業設計変更取り扱いについて』(昭和四十二年四月一日 港災第三 七号)の  
一部を次のように改正する。

第1を次のとおり改める。  
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(以下「令」という。)第7条第一項に規定する  
「軽微な変更」とは、次の各号に掲げる変更で各工事箇所の工事費の増減が、当該工事箇所におけ  
る決定工事費の三割以内でかつ、二、〇〇〇万円以下のもの、又は三割を超える場合であっても当  
該金額が三〇〇万円以下であるものをいう。  
以下(略)

第2の(1)を次のとおり改める。  
(1)設計変更による工事費の増減が決定工事費の三割若しくは二、〇〇〇円を超えるもの、又は三  
割を超える場合でかつ、当該金額が三〇〇万円を超えるものの変更

現 行	改正案
<p>第1 軽微な設計変更 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施 行令(以下「令」という。)第7条第一項に規 定する「軽微な変更」とは、次の各号に掲げる 変更で各工事箇所の工事費の増減が、当該工事 箇所における決定工事費の三割以内でかつ、 一、〇〇〇万円以下のものをいう。</p> <p>第2 大臣承認を要する設計変更の主なる事 例 第1の「軽微な設計変更」に規定する以外の 設計変更については、すべて運輸大臣の承認を 要するのであるが、祖の主なる事例は、次のと おりである。 ● 設計変更による工事費の増減が決定工事 費の三割若しくは一、〇〇〇万円を超えるもの の変更 (略)</p>	<p>第1 軽微な設計変更 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施 行令(以下「令」という。)第7条第一項に規 定する「軽微な変更」とは、次の各号に掲げる 変更で各工事箇所の工事費の増減が、当該工事 箇所における決定工事費の三割以内でかつ、 一、〇〇〇万円以下のもの、又は三割を超える 場合であっても当該金額が三〇〇万円以下で あるものをいう。</p> <p>第2 大臣承認を要する設計変更の主なる事 例 第1の「軽微な設計変更」に規定する以外の 設計変更については、すべて運輸大臣の承認を 要するのであるが、その主なる事例は、次の とおりである。 ● 設計変更による工事費の増減が決定工事 費の三割若しくは二、〇〇〇万円を超えるもの 、又は三割を超える場合でかつ、当該金額が 三〇〇万円を超えるものの変更 (略)</p>

港湾及び海岸災害復旧事業設計変更取り扱いについて  
昭和四十二年四月一日  
港災第三〇七号  
新旧対照表

(別添) 『災害関連事業取扱い要領』(昭和六十三年六月十日 港災第五四三号)の一部を次のように改正する。

2の(1)を次のとおり改める。

(1)本関連の現地調査

災害復旧事業は、現地査定により工事費を決定するが、関連工事費が六〇,〇〇〇千円を超える関連事業は、現地調査では提案計画の現地状況との適合性、計画の妥当性等の調査を行うが、採択の可否についての検討はすべて本省において行う。

2の(2)を次のとおり改める。

(2)ミニ関連の現地調査

関連工事費が六〇,〇〇〇千円以下の関連事業(いわゆるミニ関連)は、現地調査時に提案計画の現地状況との適合性、計画の妥当性、積算内容等について災害査定官と立会官との間で協議し、調査額を決定する。

(関連工事費が災害費を上回る等本省協議とすべきものは除く。)

4の(2)の を次のとおり改める。

災害関連工事費の決定に伴い事業主体が必要とする事務費については港湾関係補助事業と同様に「港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和四十三年五月八日 港管第八一四号)」及び「平成 - 年度港湾関係補助事業に係る事務費の取扱いにらいて(平成 - 年四月一日 港管第八 六号)」により取り扱う。

補助事業(災害関連事業) の事務比率一覧表	
区 分	事務比率
事業費三、〇〇〇万円以下の部分	八%以内
事業費三、〇〇〇万円を超え五、〇〇〇万円以下の部分	六・五%以内
事業費五、〇〇〇万円を超え一億円以下の部分	五・五%以内
事業費一億円を超え二億円以下の部分	三・五%以内
事業費二億円を超え一〇億円以下の部分	二・五%以内
事業費一〇億円を超え二〇億円以下の部分	二%以内
事業費二〇億円を超え三〇億円以下の部分	一%以内
事業費三〇億円	〇・五%以内

	現 行	改 正 後
2 現地調査	<p>災害査定の際併せて関連事業の現地調査を行う。</p> <p>(1) 本関連の現地調査 災害復旧事業は、現地調査により工事費を決定するが、関連工事費が三〇,〇〇〇千円を超える関連事業は、現地調査では提案計画の現地状況との適合性、計画の妥当性等の調査を行うが、採択の可否についての検討はすべて本省において行う。</p> <p>(2) ミニ関連の現地調査 関連工事費が三〇,〇〇〇千円以下の関連事業(いわゆるミニ関連)は、現地調査時に提案計画の現地状況との適合性、計画の妥当性、積算内容等について災害査定官と立会官との間で協議し、調査額を決定する。(関連工事費が災害費を上回る等本省協議とすべきものは除く。)</p>	<p>2 現地調査</p> <p>災害査定の際併せて関連事業の現地調査を行う。</p> <p>(1) 本関連の現地調査 災害復旧事業は、現地査定により工事費を決定するが、関連工事費が六〇,〇〇〇千円を超える関連事業は、現地調査では提案計画の現地状況との適合性、計画の妥当性等の調査を行うが、採択の可否についての検討はすべて本省において行う。</p> <p>(2) ミニ関連の現地調査 関連工事費が六〇,〇〇〇千円以下の関連事業(いわゆるミニ関連)は、現地調査時に提案計画の現地状況との適合性、計画の妥当性、積算内容等について災害査定官と立会官との間で協議し、調査額を決定する。(関連工事費が災害費を上回る等本省協議とすべきものは除く。)</p>
4 図書作成の際の留意事項	<p>(1) 災害関連事業箇所別調査書(略)</p> <p>(2) 設計書(略)</p> <p>① 工事費の積算(略)</p> <p>② 事務費の積算 災害関連工事費の決定に伴い事業主体が必要とする事務費については港湾関係補助事業と同様に「港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和四十三年五月八日港管第八一四号)」及び「平成八年港湾関係補助事業に係る事務費の取扱いにらいて(平成八年四月一日港管第六七八号)」により取り扱う。</p>	<p>(1) 災害関連事業箇所別調査書(略)</p> <p>(2) 設計書(略)</p> <p>① 工事費の積算(略)</p> <p>② 事務費の積算 災害関連工事費の決定に伴い事業主体が必要とする事務費については港湾関係補助事業と同様に「港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和四十三年五月八日港管第八一四号)」及び「平成一〇年港湾関係補助事業に係る事務費の取扱いにらいて(平成一〇年四月一日港管第八〇六号)」により取り扱う。</p>

昭和六十三年六月十日  
港災第五四三号  
新旧対照表

表 別紙のとおり

表 別紙のとおり

改正案		現行	
補助事業（災害関連事業）の事務比率一覧表補助事業	補助事業（災害関連事業）の事務比率一覧表補助事業	補助事業（災害関連事業）の事務比率一覧表補助事業	補助事業（災害関連事業）の事務比率一覧表補助事業
区分	区分	区分	区分
事業費三、〇〇〇万円以下の部分 事業費三、〇〇〇万円を超える部分 五、〇〇〇万円以下の部分 事業費五、〇〇〇万円を超える一億円以下の部分 事業費一億円を超える三億円以下の部分 事業費三億円を超える一〇億円以下の部分 事業費一〇億円を超える二〇億円以下の部分 事業費二〇億円を超える部分	事業費三、〇〇〇万円以下の部分 事業費三、〇〇〇万円を超える部分 五、〇〇〇万円以下の部分 事業費五、〇〇〇万円を超える一億円以下の部分 事業費一億円を超える三億円以下の部分 事業費三億円を超える一〇億円以下の部分 事業費一〇億円を超える二〇億円以下の部分 事業費二〇億円を超える部分	事業費三、〇〇〇万円以下の部分 事業費三、〇〇〇万円を超える部分 五、〇〇〇万円以下の部分 事業費五、〇〇〇万円を超える一億円以下の部分 事業費一億円を超える三億円以下の部分 事業費三億円を超える一〇億円以下の部分 事業費一〇億円を超える二〇億円以下の部分 事業費二〇億円を超える部分	事業費三、〇〇〇万円以下の部分 事業費三、〇〇〇万円を超える部分 五、〇〇〇万円以下の部分 事業費五、〇〇〇万円を超える一億円以下の部分 事業費一億円を超える三億円以下の部分 事業費三億円を超える一〇億円以下の部分 事業費一〇億円を超える二〇億円以下の部分 事業費二〇億円を超える部分
事務比率	事務比率	事務比率	事務比率
八%以内 六・五%以内 五・五%以内 三・五%以内 二・五%以内 二%以内 一%以内 〇・五%以内	八%以内 六・五%以内 五・五%以内 三・五%以内 二・五%以内 二%以内 一%以内 〇・五%以内	八%以内 六・五%以内 五・五%以内 三・五%以内 二・五%以内 二%以内 一%以内 〇・五%以内	八%以内 六・五%以内 五・五%以内 三・五%以内 二・五%以内 二%以内 一%以内 〇・五%以内

(別添)  
『運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領』  
(平成7年6月7日 港海第421号)の一部を次のように改正する。

- 第2を次のとおり改める。  
この要領において「地方公共団体」とは、港湾法(昭和25年5月法律第218号)に基づく港務局を含む。
- この要領において「委託費等」とは、地方公共団体が査定設計書を作成するに要した調査、測量、試験又は設計(以下「設計等」という。)に関する委託費及び請負費をいう。但し、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合に係る委託費等を除く。
  - この要領において「補助対象委託額」とは、次のいずれかの方法で算出された額とする。
    - 第3-1-(1)に係る事業については、補助対象となる委託費等の実支出額又は第4の規定により算出された補助対象限度額のいずれか低い額
    - 第3-1-(2)に係る事業については、1補助対象となる委託費等の実支出額

- 第3を次のとおり改める。  
本要領は、次のいずれかに該当する災害復旧事業に適用する。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条の規定により指定された災害等で港湾局長が被害が激甚であると認める災害に係るものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号、以下「負担法」という。)が適用される運輸省所管の災害復旧事業
  - 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される運輸省所管の災害復旧事業のうち、第2-2に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに500万円以上で、かつ、工事費(負担法施行令第4条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。)に対する割合が7パーセント以上であるもの。但し、決定工事費には、工事雑費、応急仮工事費、内未成額及び内転属額を含めないものとする。
    - 橋梁、高架構造物、トンネル、水門、閘門及び浮棧橋等その構造様式からみて設計等が高度で複雑な施設に係る箇所(水門及び閘門にあつては排水施設を含む。)
    - 港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領第三-2に規定する原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に適用される位置もしくは法線の変更を伴う箇所又は一定災に係る箇所
    - ニューマテック工法等特殊な工法を実施する箇所
    - 大水深(-10メートル以深)に係る箇所

- 第3の2を次のとおり改める。  
本要領は、次のいずれかに該当する地方公共団体に適用する。
- 前項(1)に規定する事業については、次のいずれかに該当する地方公共団体
    - 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超えることとなる公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体
    - 決定工事費の総額が、港湾局長が別に定める金額以上となる公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体
  - 前項(2)に規定する事業については、当該箇所に係る公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体

第5の1を次のとおり改める。  
国は、補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、港湾局長が別に定める金額以上となる地方公共団体に対して補助を行うものとする。

第6の1中別紙様式1を次のとおり改める。  
様式1

第 号  
年 月 日

運輸大臣 殿

地方公共団体名

長の職名(氏名)

印

平成 年運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計  
委託費等補助金交付申請について

運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請  
します。

記

1. 交付申請額 千円  
2. 要領第2-3-(1)にかかる事業  
(1) 交付申請額算出方法

決定工事費の 階層別分類	決定工事費 A	補助対象限度額 (A×委託費率) B	委託費等の 実支出額 C	補助対象委託費等 (BとCのいずれか低い額) D	補助金交付申請額 (D×1/2)	備 考
100万円以下						
100万円こえ 1,000万円以下						
1,000万円こえ 3,000万円以下						
3,000万円こえ 10,000万円以下						
10,000万円を こえるもの						
合 計						

(2) 設立委託費等及び決定工事費内訳

(単位：千円)

委託等契約年月日	設計委託費等 (実支出額) A	控除額 B	差引実支出額 (A-B・C)	工事番号	決定工事費	災害月日	備 考
小 計							
小 計							
小 計							
合 計							

注1 2以上の工事箇所について、一括して委託契約をしている場合は、1契約ごとに決定工事費の小計を設けること。  
2 「控除額B」には、「設計委託費等(実支出額A)」欄の金額のうち、補助対象事業以外の事業(他の事業、失格、欠格となった事業等要領第2-3-(1)に規定するもの以外の事業等)に係る設計委託費等相当額を、延長比等合理的な方法により算出した額を記入すること。

3. 要領第2-3(2)にかかる事業  
(1) 交付申請額算出方法

(単位：千円)

工事番号	決定工事費 A	補助対象委託費等 B	% B/A	補助金交付申請額 (B×1/2)	備 考
合 計					

2) 設計委託費及び決定工事費内訳

(単位：千円)

工事番号	災害年月	決定工事費	委託等契約 年月日	設計委託費等 (実支出額) A	控除額 B	差引実支出額 (A-B=C)	要領第2-3-(2)の補助 対象施設ごとの積算内訳				備考
							ア	イ	ウ	エ	
合 計											

注1 「控除額B」には、補助対象以外の事業に係る設計委託費等相当額を、合理的な方法により算出した額を記入すること。

2 「要領第2-3-(2)の補助対象ごとの積算内訳」には、「差引実支出額」の金額を要領第2-3-(2)の該当項目に割り振って記載すること。

第7中別紙様式2を次のとおり改める。  
様式2

第 号  
年 月 日

地方公共団体  
長の職名(氏名)殿

運 輸 大 臣 印

平成 年運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計  
委託費等補助金交付決定について

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金については、下記のとおり決定したので通知する。  
なお、下記決定額をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15号の規定に基づく額の確定額としたのであわせて通知する。

記

申請額  
決定額  
交付決定の内容

円  
円

(単位： 千円)

決定工事費	補助対象委託費等	補 助 率	交 付 決 定 額		備 考
			要領第2-3-(1)に係る分	要領第2-3-(2)に係る分	

運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領  
(平成7年6月7日 港海第421号)

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(適用事業等)</p> <p>第2 本要領は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条の規定により指定された災害等で港湾局長が被害が激甚であると認める災害に係るものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号、以下「負担法」という。)が適用される運輸省所管の災害復旧事業をいう。</p> <p>2 本要領は、次のいずれかに該当する地方公共団体に適用する。</p> <p>(1) 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超えることとなる公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体</p> <p>(2) 工事費(負担法施行令第4条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。)の総額が、港湾局長が別に定める金額以上となる公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体</p>	<p>(定 義)</p> <p>第2 この要領において「地方公共団体」とは、基づく港務局を含む。2 この要領において「委託費等」とは、地方公共団体が査定設計書を作成するに要した調査、測量、試験又は設計(以下「設計等」という。)に関する委託費及び請負費をいう。但し、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合に係る委託費等を除く。</p> <p>3 この要領において「補助対象委託額」とは、次のいずれかの方法で算出された額とする。</p> <p>(1) 第3-1-(1)に係る事業については、補助対象となる委託費等の実支出額又は第4の規定により算出された補助対象限度額のいずれか低い額</p> <p>(2) 第3-1-(2)に係る事業については補助対象となる委託費等の実支出額</p>

現 行	改 正 案
<p>(定 額)</p> <p>第3 この要領において「地方公共団体」とは、港湾法（昭和25年5月法律第218号）に基づく港務局を含む。</p> <p>2 この要領において「委託費等」とは、地方公共団体が査定設計書を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費をいう。但し、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合に係る委託費等を除く。</p> <p>3 この要領において「補助対象委託額」とは、委託費等の実支出額又は第4の規定により算出された補助対象限度額とのいずれか低い額をいう。</p>	<p>(適用事業等)</p> <p>第3 本要領は、次のいずれかに該当する災害復旧事業に適用する。</p> <p>(1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条の規定により指定された災害等で港務局長が被害が激甚であると認める災害に係るものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和28年法律第97号、以下「負担法」という。）が適用される運輸省所管の災害復旧事業</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される運輸省所管の災害復旧事業のうち、第2-2に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに500万円以上で、かつ、工事費（負担法施行令第4条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。）に対する割合が7パーセント以上であるもの。但し、決定工事費には、工事雑費、応急仮工事費、内未成額及び内転属額を含めないものとする。</p> <p>ア 橋梁、高架構造物、トンネル、水門、閘門及び浮桟橋等その構造様式からみて設計等が高度で複雑な施設に係る箇所（水門及び閘門にあっては排水施設を含む。）</p> <p>イ 港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領第三-2に規定する原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に適用される位置もしくは法線の変更を伴う箇所又は一定災に係る箇所</p>

現 行	改 正 案
<p>(補 助) 第5 国は、補助対象委託額が港湾局長が別に定める金額以上となる地方公共団体に対して補助を行うものとする。 2 前項の場合において、国の補助率は10分の5以内とする。</p>	<p>ウ ニューマチック工法等特殊な工法を実施する箇所 エ 大水深（-10メートル以深）に係る箇所</p> <p>2 本要領は、次のいずれかに該当する地方公共団体に適用する。 (1) 前項(1)に規定する事業については、次のいずれかに該当する地方公共団体 ア 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超えることとなる公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体 イ 決定工事費の総額が、港湾局長が別に定める金額以上となる公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体 (2) 前項(2)に規定する事業については、当該箇所に係る公共土木施設災害復旧事業を施行する地方公共団体</p> <p>(補助) 第5 国は、補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、港湾局長が別に定める金額以上となる地方公共団体に対して補助を行うものとする。 2 前項の場合において、国の補助率は10分の5以内とする。</p>

【現 行】

様式 1

第 号  
年 月 日

運輸大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名（氏名） 印

平成 年運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計  
委託費等補助金交付申請について

運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額及び算出方法

（単位：千円）

決定工事費の階層別分類	決定工事費 A	補助対象限度額 (A×委託費率) B	委託費等の 実支出額 C	補助対象委託額 (BとCのいずれが低い額) D	補助金受付申請額 (D×1/2)	備 考
100万円以下						
100万円こえ 1,000万円以下						
1,000万円こえ 3,000万円以下						
3,000万円こえ 10,000万円以下						
10,000万円を こえるもの						
合 計						

2. 設計委託費及び決定工事費内訳

（単位：千円）

委託契約年月日	設計委託費等（実支出額） A	控除額 B	差引実支出額 (A-B=C)	工事番号	決定工事費	災害月日	備 考
小 計							
小 計							
小 計							
合 計							

注 1 2以上の工事箇所について、一括して委託契約をしている場合は、1契約ごとに決定工事費の小計を設けること。

2 「控除額B」には、「設計委託額（実支出額A）」欄の金額のうち、補助対象事業以外の事業（他の事業、失格、欠格となった事業、激甚災害以外の事業等）に係る設計委託費相当額を、延長比等合理的な方法により算出した額を記入すること。

【改正後】

様式 1

第 号  
年 月 日

運輸大臣 殿

地方公共団体名

長の職名（氏名）

印

平成 年運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計  
委託費等補助金交付申請について

運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請  
します。

記

- 1. 交付申請額 千円
- 2. 要領第 2 - 3 ( 1 ) にかかる事業  
( 1 ) 交付申請額算出方法

( 単位：千円 )

決定工事費の 階層別分類	決定工事費 A	補助対象限度額 (A×委託費率) B	委託費等の 実支出額 C	補助対象委託費等 (BとCのいずれか低い額) D	補助金受付申請額 (D×1/2)	備 考
100万円以下						
100万円こえ 1,000万円以下						
1,000万円こえ 3,000万円以下						
3,000万円こえ 10,000万円以下						
10,000万円を こえるもの						
合 計						

- ( 2 ) 設計委託費等及び決定工事費内訳

( 単位：千円 )

委託契約年月日	設計委託費等 (実支出額) A	控除額 B	差引実支出額 (A - B + C)	工事番号	決定工事費	災害年月日	備 考
小 計							
小 計							
小 計							
合 計							

- 注 1 2以上の工事箇所について、一括して委託契約をしている場合は、1契約ごとに決定工事費の小計を設けること。
- 2 「控除額 B」には、「設計委託費等（実支出額 A）」欄の金額のうち、補助対象事業以外の事業（他の事業、失格、欠格となった事業等要領第 2 - 3 - ( 1 ) に規定するもの以外の事業等）に係る設計委託費相当額を、延長比等合理的な方法により算出した額を記入すること。

- 3. 要領第 2 - 3 ( 2 ) にかかる事業  
( 1 ) 交付申請額算出方法

( 単位：千円 )

工事番号	決定工事費 A	補助対象委託費等 B	% B/A	補助金交付申請額 (B×1/2)	備 考
合 計					

- ( 2 ) 設計委託費等及び決定工事費内訳

( 単位：千円 )

工事番号	災害年月	決定工事費	委託等契約 年月日	設計委託費等 (実支出額) A	控除額 B	差引実支出額 (A - B = C)	要領第 2 - 3 - ( 2 ) の補助 対象施設ごとの積算内訳				備考
							ア	イ	ウ	エ	
合 計											

- 注 1 「控除額 B」には、補助対象以外の事業に係る設計委託費等相当額を、合理的な方法により算出した額を記入すること。
- 2 「要領第 2 - 3 - ( 2 ) の補助対象ごとの積算内訳」には、「差引実支出額」の金額を要領第 2 - 3 - ( 2 ) の該当項目に割り振って記載すること。

【現 行】

様式 2

第 号  
年 月 日

地方公共団体  
長の職名(氏名) 殿

運 輸 大 臣 印

運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計  
委託費等補助金交付決定について

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託  
費等補助金については、下記のとおり決定したので通知する。

なお、下記決定額をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15号の規定に基づく額の確  
定額としたのであわせて通知する。

記

申請額 円  
決定額 円  
交付決定の内容

(単位: 千円)

決定工事費	補助対象委託額	補 助 率	交付決定額

【改正後】

様式 2

第 号  
年 月 日

地方公共団体  
長の職名(氏名) 殿

運 輸 大 臣 印

平成 年運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計  
委託費等補助金交付決定について

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託  
費等補助金については、下記のとおり決定したので通知する。

なお、下記決定額をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15号の規定に基づく額の確  
定額としたのであわせて通知する。

記

申請額 円  
決定額 円  
交付決定の内容

(単位: 千円)

決定工事費	補助対象委託費等	補 助 率	交 付 決 定 額		備 考
			要領第2-3-(1)に 係る分	要領第2-3-(2)に 係る分	

(別 添)  
『「運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領」の実施について』(平成7  
年6月7日 港海第421号)の一部を次のように改正する。

1を次のとおり改める。  
要領第3-2-(1)イの「工事費の総額が別に定める金額」とは次のとおりとする。  
都道府県及び政令指定都市にあっては45億円、市町村にあっては3,000万円

2を次のとおり改める。  
要領第5-1の「補助対象委託費等が別に定める金額」とは次のとおりとする。  
都道府県及び政令指定都市にあっては1,500万円、市町村にあっては150万円

「運輸省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領」の実施について  
(平成7年6月7日 港海第421号)

新旧対照表

現 行	改 正 案
1 要領第2-2-(2)の「工事費の 総額が別に定める金額」とは次のとおりとす る。 都道府県及び政令指定都市にあっては 450,000万円、市町村にあっては 3,000万円	1 要領第3-2-(1)イの「工事費 の総額 が別に定める金額」とは次のとおりと する。 都道府県及び政令指定都市にあっては 45 億円、市町村にあっては3,000万円
2 要領第5-1の「補助対象委託額が 別に定 める金額」とは次のとおりとする。 都道府県及び政令指定都市にあっては 1,200万円、市町村にあっては120万円	2 要領第5-1の「補助対象委託費等 が別に 定める金額」とは次のとおりとする。 都道府県及び政令指定都市にあっては 1,500万円、市町村にあっては150万 円

(別 添)  
『港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領』(昭和四十年九月十五日 港災第七八三号)の一部を次のように改正する。

第九の1を次のとおり改める。  
一箇所の工事費が四〇,〇〇〇万円以上となった場合

第十二を次のとおり改める。  
査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が三〇〇万円未満の箇所、又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において、机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により、被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。なお、申請額が三〇〇万円未満の箇所については、写真等で被災状況の把握が特に困難な場合を除き、積極的に机上査定を活用を図るものとする。

<p>第九 保留工事 災害復旧事業の査定にあたり、当該災害復旧事業が、次に該当する場合は保留工事とし、帰庁後検討の上決定するものとする。 1 一箇所の工事費が二〇,〇〇〇万円以上となった場合 2 災害復旧事業としての採否の判定困難なため又は大幅に工費の増減が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合 3 他の施設の関係管理者と協議を要する場合</p> <p>第二 机上査定 査定は原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において、机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により、被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p>	<p>現 行</p>
<p>第九 保留工事 災害復旧事業の査定にあたり、当該災害復旧事業が、次に該当する場合は保留工事とし、帰庁後検討の上決定するものとする。 1 一箇所の工事費が四〇,〇〇〇万円以上となった場合 2 災害復旧事業としての採否の判定困難なため又は大幅に工費の増減が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合 3 他の施設の関係管理者と協議を要する場合</p> <p>第二 机上査定 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が三〇〇万円未満の箇所、又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において、机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により、被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。なお、申請額が三〇〇万円未満の箇所については、写真等で被災状況の把握が特に困難な場合を除き、積極的に机上査定を活用を図るものとする。</p>	<p>改 正 案</p>

港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領  
昭和四十年九月十五日  
港災第七八三号  
新旧対照表

(別 添)  
『災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領の運用』(平成7年2月28日 港海第123号)の一部を次のように改正する。

第四を次のとおり改める。  
事務費については、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」(昭和四十三年五月八日付け 港管第八一四号)及び「平成 - 年度港湾関係補助事業に係る事務費の取扱いについて」(平成一年四月一日 港管第八一六号)を準用するものとする。

第五の(1)を次のとおり改める。  
工事費が千二百万円以上となった場合

第六の第1項を次のとおり改める。  
事業主体が、国の補助金を受けようとする時、または、交付を受けた補助金を変更する時は、遅滞なく、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業交付申請書等を運輸大臣に提出するものとする。

第六の第1項の次に次の1項を加え、第2項とする。  
前項の申請を行うにあたっての様式は、以下のとおりとする。  
(1) 災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金交付申請書 (別紙様式2)  
(2) 災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金変更交付申請書 (別紙様式3)  
(3) 災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費経費の配分の変更承認申請書 (別紙様式4)  
(4) 災害関連港湾環境整備施設 年度国庫債務負担行為に係る災害復旧事業費国庫補助金交付申請書 (別紙様式5)  
(5) 災害関連港湾環境整備施設 年度国庫債務負担行為に係る災害復旧事業費国庫補助金変更交付申請書 (別紙様式6)  
(6) 災害関連港湾環境整備施設 年度国庫債務負担行為に係る災害復旧事業費経費の配分の変更承認申請書 (別紙様式7)  
(7) 年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業市町村監督事務費給付金交付申請書 (別紙様式8)  
(8) 年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業市町村監督事務費給付金変更交付申請書 (別紙様式9)

第六の第2項を次のとおり改め、第3項とする。  
事業主体が市町村長である場合の第1項の規定については、都道府県知事を経由して行うものとする。

第七の第1項の別紙様式3を別紙様式10とする。

第八の規定を次のとおり追加する。

第八 都道府県知事の事務

都道府県知事は、国が市町村に対して交付する災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金の交付及び還付並びに災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業の成功認定に関して、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

(1) 各年度における国庫補助金を交付し、又はその還付を命ずること。  
 (2) 災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業の成功認定に関して検査を行い、成功認定をすること。

(3) 実施要領第五の規定による申請を整理して、遅滞なく、運輸大臣に送付すること。

(4) 実施要領第八の規定による申請を整理し、意見を付して運輸大臣に送付すること。

2 都道府県知事は、前項第一号及び第二号に掲げる事業を行ったときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

3 国は、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するが、その経費は、毎年度その年度中に施行する当該都道府県の区域内に存する市町村の災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費の総額の百分の一・五とする。

(別紙様式2)

番 号

年 月 日

運輸大臣(氏 名)殿

地方公共団体名  
 長の職名(氏 名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金交付申請書

標記について、別紙「実施計画表」のとおり復旧事業を実施したいので、下記の国庫補助金を交付されるよう「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

(単位：千円)

年 災 別	交 付 申 請 額
年 災	
年 災	
年 災	
計	

- (注) 1 年災別は、発生順に記入する。  
 2 交付申請額は、都道府県工事分(一部事務組合および指定市を含む)の国庫補助金を記入する。

(第1表)

年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施計画表

地方公共団体名

(第1表-1) 災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金内訳書

(単位：千円)

年災別	県工事		市町村工事		市町村監督 事務費	計		備 考
	箇所数	金額	箇所数	金額		箇所数	金額	
〇〇 年災								
〇〇 年災								
〇〇 年災								
合 計								

(注) 本表は(第1表-3)実施計画国庫補助金算出表の国庫補助金の集計表である。

年災 (第1表-2) 実施箇所内訳表 (単位:千)

事業主体	工事番号	港名	決定		前年度 まで 実施 緊急 順位	本年度実施計画				進捗率 (%)	翌年度以降残			不用額	備考
			工事費 (a)	工種 数量		前 回		今 回			工事費 (d)	剰余金 (e)	計 (r=d+e)		
						工事費	数量	工事費	数量						
県工事															
県工事合計の															
市町村工事															
〇〇市															
〃															
計															
△△町															
〃															
計															
市町村工事合計②															
県・市町村工事 合計①+②															

(注) 記入要領は、昭和47年4月5日付け港災第479号「港湾関係災害復旧事業費国庫負担金および市町村監督事務費給付金の交付申請等について」第1号様式第1表-2を準用する。

(第1表-3) 実施計画国庫補助金算出表

年災 (単位:千円)

工事別	事業主体	区分	箇所数	工事費 (a)	事務費 (b)	事業費 (c=a+b)	補助率 (d)	国庫補助額 (e=C*d)	市町村監督 事務費(f)	合計国庫補助 額(g=e+f)	備考
県工事	〇〇県	一般									
		離島等									
		計①									
市町村工事	〇〇市	一般									
		離島等									
		小計									
	△△町	一般									
		離島等									
		小計									
市町村監督 事務費③											
合計	①+②+③										

(注) 記入要領は、昭和47年4月5日付け港災第479号「港、関係災害復旧事業費国庫負担金および市町村監督事務費給付金の交付申請等について」第1号様式第1表-3を準用する。

(第2表)

財源調書

(単位:千円)

財源内訳	金額
国庫補助金	
一般税収入	
起債	
その他	
計	

(別紙様式3)

番 号  
年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金変更交付申請書

年 月 日港海第 号で交付決定通知のあった災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金について、別紙「実施計画表」のとおり復旧事業を実施したいので、下記の国庫補助金を変更交付されるよう「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

変更交付申請額

(単位:千円)

年 災 別	前 回 交 付 決 定 額	変 更 交 付 申 請 額
00 年災		
00 年災		
00 年災		
計		

注) 該当年災のみを記入する。

(添付書類)

- 別紙様式2 第1表 年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施計画表
- 別紙様式2 第2表 財源調書

(別紙様式4)

番 号

年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費経費の配分の変更承認申請書

年 月 日港海第 号で交付決定通知のあった災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金について、別紙「実施計画表」のとおり復旧事業を実施したいので、「負担の条件」(2)の規定により関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 別紙様式2 第1表 年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施計画表
- 別紙様式2 第2表 財源調書  
ただし、事業費を変更しない場合は、添付を要しない。

(別紙様式5)

番 号

年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度国庫債務負担行為に係る  
災害復旧事業費国庫補助金交付申請書

標記について、別紙「実施計画表」のとおり復旧事業を実施したいので、下記の国庫補助金を交付されるよう「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

(単位:千円)

年 災 別	交 付 申 請 額
年災	
年災	
年災	
計	

(第1表)

年度国庫債務負担行為に係る災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施計画表

県

(第1表-1) 国庫債務負担行為に係る災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金内訳書

年災別		県工事		市町村工事		市町村監督 事務費	計		備考
		箇所数	金額	箇所数	金額		箇所数	金額	
〇〇年災	歳出予算								
	国庫債務負担行為								
	計								
〇〇年災	歳出予算								
	国庫債務負担行為								
	計								
〇〇年災	歳出予算								
	国庫債務負担行為								
	計								
総計									

注 1 本表は該当年災のみを記入する

2 本表は(第1表-3)国庫債務負担行為に係る実施計画国庫補助金算出表の国庫補助金の集計表である。

(第1表-2) 国庫債務負担行為に係る実施箇所内訳表

事業主体	工事種別	港名	決定	前年度 まで 実施	本年度実施計画								過去年度以降 実施	不 用 額	備 考				
					工事費 (a)	工事 数量	緊急 順位	工事費 (b)	歳出 予算 工事費 (c)	国庫債務 負担行為 工事費		計				工事費 (h)	利息金 (i)	計 (j = h + i)	
										前回 (d)	今回 (e)	前回 (f = c + d)							今回 (g = c + e)
県工事																			
県工事合計①																			
市町村工事 〇〇市																			
〃																			
計																			
△△町																			
〃																			
計																			
市町村工事合計②																			
県・市町村工事 合計①+②																			

(注) 1 該当年災のみ添付する

2 記入要領は、昭和47年4月5日付け港災第479号「港湾関係災害復旧事業費国庫負担金及び市町村監督事務費給付金の交付申請等について」第1表-2を準用する。

(第1表-3) 国庫債務負担行為に係る実施計画国庫補助金算出表

年災

(単位:千円)

工事別	事業主体	区分	箇所数	工事費 (a)	事務費 (b)	事業費 (c = a + b)	補助率 (d)	国庫補助額 (e = c × d)	市町村監督 事務費 (f)	合計国庫補助 額 (g = e + f)	備考
県工事	〇〇県	一般									
		離島等									
		計①									
市町村工事	〇〇市	一般									
		離島等									
		小計									
	△△町	一般									
		離島等									
小計②											
市町村監督 事務費③											
合計	①+②+③										

(注) 記入要領は、昭和47年4月5日付け港災第479号「港湾関係災害復旧事業費国庫負担金および市町村監督事務費給付金の交付申請等について」第1号様式第1表-3を準用する。

(別紙様式6)

番 号

年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度国庫債務負担行為に係る  
災害復旧事業費国庫補助金変更交付申請書

年 月 日港海第 号で交付決定通知のあった災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金について、別紙「実施計画表」のとおり復旧事業を実施したいので、下記の国庫補助金を変更交付されるよう「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

変更交付申請額

(単位:千円)

年 災 別	前 回 交 付 決 定 額	変 更 交 付 申 請 額
年災		
年災		
年災		
計		

添付書類)

- 別紙様式5 第1表 年度国庫債務負担行為に係る災害関連港湾環境整備施設  
災害復旧事業実施計画表
- 別紙様式2 第2表 財源調書

(別紙様式7)

番 号

年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度国庫債務負担行為に係る  
災害復旧事業費経費の配分の変更承認申請書

年 月 日港海第 号で交付決定通知のあった災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業費国庫補助金について、別紙「実施計画表」のとおり復旧事業を実施したいので、「負担の条件」(2)の規定により関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 別紙様式5 第1表 年度国庫債務負担行為に係る災害関連港湾環境整備施設  
災害復旧事業実施計画表
- 別紙様式2 第2表 財源調書  
ただし、事業費を変更しない場合は、添付を要しない。

(別紙様式8)

番 号  
年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業市町村監督事務費給付金交付申請書

「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用に基づく災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業市町村監督事務費給付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の目的及び内容
  - (1) 目的  
「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」第5第3項、第8第2項、同運用第6第2項及び第7第2項の規定による事務
  - (2) 内容  
「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用第8第1項及び第2項の規定による事務
- 2 交付申請額

年 災 別	交 付 申 請 額
年災	
年災	
年災	
計	

(注)年災別は、発生順に記入する。  
(添付書類)  
別紙様式2 第1表 年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施計画表  
ただし、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金交付申請書と同時に申請する場合は添付を要しない。

(別紙様式9)

番 号  
年 月 日

運輸大臣(氏名)殿

地方公共団体名  
長の職名(氏名) 印

災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業市町村監督事務費給付金変更交付申請書

年 月 日港海第 号で交付決定通知のあった災害関連港湾環境整備施設 年度災害復旧事業市町村監督事務費給付金の変更交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の目的及び内容
  - (1) 目的  
「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」第5第3項、第8第2項、同運用第6第2項及び第7第2項の規定による事務
  - (2) 内容  
「災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領」の運用第8第1項及び第2項の規定による事務
- 2 変更交付申請額

年 災 別	前 回 交 付 決 定 額	変 更 交 付 申 請 額
年災		
年災		
年災		
計		

(注)該当年災のみを記入する。  
(添付書類)  
別紙様式2 第1表 年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施計画表  
ただし、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金交付申請書と同時に申請する場合は添付を要しない。

現 行	改 正 案	現 行	改 正 案
<p>第四 実施要領第十にいう「事務費」については、事務費については、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和四十三年五月八日付け港管第八一四号）及び「平成八年度港湾関係補助事業に係る事務費の取り扱いについて」（平成八年四月一日付け港管第六七八号）を準用するものとする。</p> <p>第五 保留工事について                  災害復旧事業の査定にあたり、当該災害復旧事業が、次に該当する場合は保留工事とし、帰庁後検討の上決定するものとする。                  合                  (一) 工事が六百万円以上となった場合                  (二) 災害復旧事業としての採否の判定の困難なため又は大幅に工費の増減が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合                  (三) 他の施設の関係管理者と協議を要する場合</p> <p>第六 交付申請                  事業主体が、国の補助金の交付を受けようとする時は、遅滞なく、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業交付申請書(別紙様式2)を運輸大臣に提出するものとする。</p>	<p>第四 実施要領第十にいう「事務費」については、事務費については、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和四十三年五月八日付け港管第八一四号）及び「平成一〇年度港湾関係補助事業に係る事務費の取り扱いについて」（平成一〇年四月一日付け港管第八〇六号）を準用するものとする。</p> <p>第五 保留工事について                  災害復旧事業の査定にあたり、当該災害復旧事業が、次に該当する場合は保留工事とし、帰庁後検討の上決定するものとする。                  合                  (一) 工事が千二百万円以上となった場合                  (二) 災害復旧事業としての採否の判定の困難なため又は大幅に工費の増減が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合                  (三) 他の施設の関係管理者と協議を要する場合</p> <p>第六 交付申請                  事業主体が、国の補助金の交付を受けようとする時は、遅滞なく、交付を受けた補助金を変更する時は、遅滞なく、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金交付申請書等を運輸大臣に提出するものとする。                  2 前項の申請を行うにあたっての様式は、以下のとおりとする。                  (一) 災害関連港湾環境整備施設〇〇年度災害復旧事業費国庫補助金交付申請書(別紙様式2)                  (二) 災害関連港湾環境整備施設〇〇年度災害復旧事業費国庫補助金変更交付申請書(別紙様式3)                  (三) 災害関連港湾環境整備施設〇〇年度災害復旧事業費経費の配分の変更承認申請書(別紙様式4)</p>	<p>第七 成功認定申請                  国の補助金の交付を受けた事業主体が本事業に係る工事を完了したときは、完了した日の属する次年度の六月三十日までに、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業成功認定申請書(別紙様式3)を運輸大臣に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(4) 災害関連港湾環境整備施設〇〇年度国庫補助金交付申請書(別紙様式5)                  (5) 災害関連港湾環境整備施設〇〇年度国庫補助金交付申請書(別紙様式6)                  (6) 災害関連港湾環境整備施設〇〇年度国庫補助金交付申請書(別紙様式7)                  (7) 〇〇年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業市町村監督事務費給付金交付申請書(別紙様式8)                  (8) 〇〇年度災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業市町村監督事務費給付金変更交付申請書(別紙様式9)                  3 事業主体が市町村長である場合の第一項の規定については、都道府県知事を經由して行うものとする。</p> <p>第七 成功認定申請                  国の補助金の交付を受けた事業主体が本事業に係る工事を完了したときは、完了した日の属する次年度の六月三十日までに、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業成功認定申請書(別紙様式10)を運輸大臣に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第八 都道府県知事の事務                  都道府県知事は、国が市町村に対して交付する災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費国庫補助金の交付及び還付並びに災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業の成功認定に関して、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。</p>

現 行	改 正 案
	<p>(1)各年度における国庫補助金を交付し又はその交付を命ずること。</p> <p>(2)災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業の成功認定に関して検査を行うこと。成功認定を付すこと。</p> <p>(3)同法第五の規定における申請を受理して遅滞なく運輸大臣に送付すること。</p> <p>(4)実施要領第八の規定による申請を整理し、意見を付して運輸大臣に送付すること。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第一号及び第二号に掲げる事業を行ったときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に報告しなければならないこと。</p> <p>3 国は、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するが、その経費は、毎年度その年度中に施行する当該都道府県の区域内に存する市町村の災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費の総額の百分の一・五とする。</p>